

## 「ふくおか体験活動出前隊」実施要項

福岡県立社会教育総合センター少年自然の家  
福岡県立英彦山青年の家  
福岡県立少年自然の家「玄海の家」  
国立夜須高原青少年自然の家

### 1 目的

福岡県内の県立青少年教育施設（社会教育総合センター少年自然の家、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）及び国立夜須高原青少年自然の家の職員が学校や地域に出向き、自然体験活動の機会が減った児童・生徒及び教職員、地域の方々を対象に体験活動の支援を直接行うことを通して、学校や地域での体験活動の充実及び活性化を図る。併せて、県内青少年教育施設の取り組みを広く地域に発信し、理解を深めるとともに、各施設の利用促進を図る。

### 2 対象機関

- 福岡県内の教育施設（小・中・高等学校、特別支援学校、大学等）
- 市町村社会教育・生涯学習関係課及び管内の社会教育施設（公民館、コミュニティセンター等）
- 社会教育関係団体（単位PTA・PTA連合会、単位子ども会・子ども会育成会等）
- 地域活動、社会貢献活動、ボランティア活動等に関する団体
- 教育支援センター（適応指導教室）

### 3 内容

#### （1）主に児童・生徒及び教職員を対象とした体験活動指導

- ① 野外活動の指導
- ② 自然物を使ったクラフトの創作指導
- ③ 学級・仲間づくりができるレクリエーション体験の指導
- ④ 自然教室・ふれあい合宿の事前指導
- ⑤ 効果的な体験プログラムの企画・立案の仕方
- ⑥ 体験活動における安全指導の在り方 等

#### （2）学校行事、地域文化祭等での体験ブース出展

- ① 自然物クラフト体験
- ② レクリエーション・遊びリンピック体験
- ③ ニュースポーツ体験 等

※詳しい内容は電話等で問い合わせを受ける。

### 4 手続

- （1）派遣依頼を行う対象機関は、原則として派遣を要する日の1か月前までに、依頼先に電話等で派遣の可否を確認の上、規定の用紙にて派遣申請を行う。

- (2) 各施設担当者は派遣申請を受理後、派遣する職員を決定し、派遣者は依頼機関担当者と内容等の打ち合わせを行う。
- (3) 派遣依頼は、原則として以下の担当エリアの施設で対応するものとする。ただし、諸事情により担当施設の派遣が困難な場合は、調整の上、他施設の職員で対応する。

**【担当エリア】**

社会教育総合センター 少年自然の家	福岡教育事務所管内市町 (除：宗像市・福津市・古賀市・新宮町) 福岡市
英彦山青年の家	筑豊教育事務所管内市町村 京築教育事務所管内市町 東峰村
少年自然の家「玄海の家」	北九州教育事務所管内市町 北九州市・宗像市・福津市・古賀市・新宮町
国立夜須高原青少年自然の家	北筑後教育事務所管内市町村 (除 東峰村) 南筑後教育事務所管内市町

**5 留意事項**

- (1) 本事業は、原則として、国民の祝日に関する法律による休日、各施設の休所日及び主催事業実施前1週間の派遣を行わない。
- (2) 児童、生徒等の指導にあたっては、配慮すべき内容を事前に打ち合わせる。
- (3) 依頼者は、派遣終了後にアンケート等に回答し提出する。
- (4) 原則、他の青少年教育施設（体験活動プログラムを提供している施設）等への派遣は行わない。
- (5) 出前隊事業実施の際、事業等の広報を行う場合があります。

**6 経費**

- (1) 派遣に要する旅費は、原則として県費負担とする。ただし、依頼機関において予算計上されている場合はこの限りではない。
- (2) 体験に係る材料費（実費）については依頼機関で負担する。
- (3) 派遣者は、謝金及び謝金に類するものは受領しない。

- 【付則】**
- 1 本事業は、令和2年9月14日から施行する。
  - 2 要項の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。
  - 3 要項の一部を改正し、令和5年12月7日から施行する。